

薬学教育6年制にともなう、「学校教育法」および「薬剤師法」の一部改正

■学校教育法の一部改正（平成16年5月14日の第159回通常国会において成立）

改正にともなう新旧対照表（該当部分のみ）		下線部：変更箇所
改正前	改正後	
<p>（大学における修業年月）</p> <p>第五十五条 大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別な専門事項を教授研究する学部および前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、四年を超えるものとすることができる。</p> <p>②医学、歯学又は獣医学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、六年とする。</p>	<p>（大学における修業年月）</p> <p>第五十五条（同）</p> <p>②<u>医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨牀に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの</u>又は獣医学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、六年とする。</p>	

■薬剤師法の一部改正（平成16年6月15日の第159回通常国会において成立）

改正にともなう新旧対照表（該当部分のみ）		下線部：変更箇所
改正前	改正後	
<p>（受験資格）</p> <p>第十五条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（<u>短期大学を除く。</u>）において、薬学の正規の課程を修めて卒業した者。</p> <p>二（略）</p>	<p>（受験資格）</p> <p>第十五条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学において、薬学の正規の課程（<u>同法第五十五条第二項に規定するものに限る。</u>）を修めて卒業した者。</p> <p>二（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p><u>第一条</u> この法律は、平成十八年四月一日から施行する。</p> <p>第二条（略）</p> <p>第三条 施行日に属する年度から平成二十九年度までの間に学校教育法に基づく大学に入学し、薬学の正規の課程（新学校教育法第五十五条第二項に規定するものを除く。）を修めて卒業し、かつ、学校教育法に基づく大学院において薬学の修士又は博士の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣が、厚生労働省令で定めるところにより新薬剤師法第十五条第一号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定したものは、新薬剤師法第十五条の規定にかかわらず、薬剤師国家試験を受けることができる。</p>	